府令

○内閣府令第五十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の三第一項及び第四十七条の二並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百十二条及び第二百十五条第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十二号2記載要領7⑴中「会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項」を「財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続」に改め、同様式2記載要領7⑵を次のように改める。

⑵　会計方針の変更等

財務諸表等規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載する。

別紙様式第十二号2記載要領7⑺を次のように改める。

⑺　一株当たり当期純損益

イ　一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額を記載する。

ロ　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、イに規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

①　株式併合又は株式分割が行われた旨

②　当事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額が算定されている旨

別紙様式第十二号2様式A⑵中

臨時利益	×××　」を「
臨時損失	×××

」に、「

前期損益修正益	×××
前期損益修正損	×××

」を「

臨時利益	×××　」を「
臨時損失	×××

」に改め、同様式2様式A⑶並びに⑷⑵及び⑸、様式B⑶、様式C⑶並びに注意事項3イ及びロ中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式2注意事項3中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　遡及適用等（財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用又は同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用等の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十二号2注意事項4②イ中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式2注意事項4⑤イ中「前期末」を「当期首」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十八号②①及び別紙様式第十九号中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第十八号は、平成二十三年四月一日以後に開始する営業期間に係る営業報告書について適用し、同日前に開始した営業期間に係る営業報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令第五十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項及び第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第百九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「当連結会計年度期首」を「前連結会計年度末」に改める。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三章中「第六節　雑則」を「第七節　雑則」に改める。

第六十条第1項、第六十二条第1項及び第六十四条第1項中「前事業年度末」を「当事業年度期首」に改める。

様式第六号記載上の注意3中「前事業年度末」を「当事業年度期首」に改める。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「当連結会計年度期首」を「前連結会計年度末」に改める。

第七十五条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

様式第六号記載上の注意3中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首」に改め、同記載上の注意4中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四号の三様式記載上の注意⑵b中「第1四半期会計期間である場合」を「第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合」に改め、同記載上の注意⑵に次のように加える。

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。